

宇治市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和3年5月25日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和2年度の福祉こども部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

貸付金返還金収入状況(地域福祉課)

生活保護等返還金及び生活保護返納金収入状況(生活支援課)

各種戻入等返還金収入状況(障害福祉課)

委託料支出状況(障害福祉課)

補助金支出状況(地域福祉課)

生活保護費扶助費前渡資金支出状況(生活支援課)

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、福祉こども部地域福祉課、生活支援課及び障害福祉課における事務事業のうち、主として令和2年4月1日から同年12月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和3年2月1日から同年3月4日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年3月26日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 地域福祉課

(1) 貸付金返還金収入状況について

不納欠損処理の遅れが見受けられた。不納欠損処理について速やかに検討されたい。

なお、平成 29 年度の前回定期監査において調定の不備が見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(2) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

2 生活支援課

(1) 生活保護等返還金及び生活保護返納金収入状況について

納期限を経過した収入未済のものについて、督促状を発していない事例が見受けられた。適正な事務の執行を求める。

(2) 生活保護費扶助費前渡資金支出状況について

精算の遅れが見受けられた。直ちに改善されるよう求める。

3 障害福祉課

(1) 各種戻入等返還金収入状況について

適正に処理されていた。

(2) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

第 7 要望事項

収入未済の解消に向けては、公金である性質上でき得る限りの労力を傾け回収に努めることは当然であるが、一方では、明らかに回収が見込めない債権をいつまでも管理することは非効率である。納付が見込めない資産価値のない債権を管理するのも相当なコストが必要なうえ、またそのような債権をバランスシートに資産として計上することも適切ではない。

債権管理を行う各課におかれては、適時、適切な債権管理に努められるよう要望する。